

1日も早く下水道に接続しましょう！

下水道（公共マス設置）が完成すると、みなさんのご家庭では、水洗トイレを使用したり、台所やお風呂などの汚水を下水道に流すことができるようになります。

しかし、せっかくできあがった下水道も、各家庭に接続していただかないと、地域一帯の生活環境の改善が進んでいきません。1日も早い接続をお願いします。

下水道につながると……

①水洗トイレが使用できます

水洗トイレになると、幼いお子さんや高齢者にも安心してトイレを使用していただけます。また、いやな臭いも少なくなり、ハエや蚊などの発生を防ぎ、家の中が衛生的で快適になります。



②蚊の発生源が減ります

家の周囲に不潔な水がたまることを防ぐため、蚊の産卵場所が少なくなって発生しにくくなります。

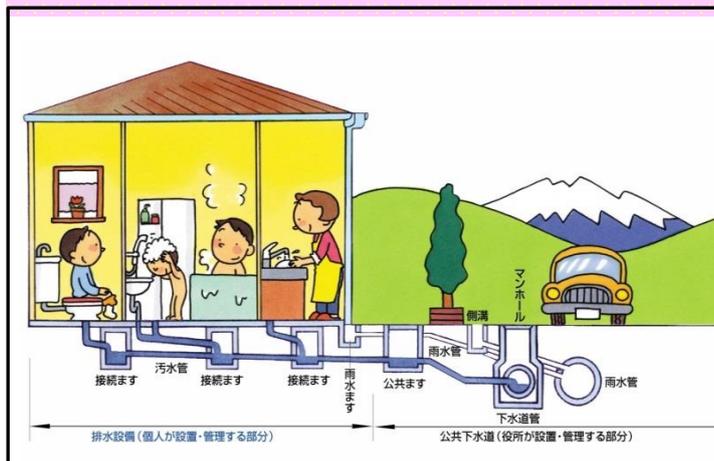


③川や海がきれいになります

生活排水が、下水道で浄化されてから川や海に流れるようになるため、自然環境が守られます。



下水道に接続する（排水設備のしくみ）



「排水設備」とは

排水設備は公共下水道に流すため、宅内に設置していただく排水管や汚水ますなどです。家庭から出る汚水をすみやかに下水道に流す役割があります。

排水設備は、みなさんの財産となりますので、個人の負担で設置し管理していただきます。

「ます」とは

ますは、排水管の点検やつまった時の掃除口となります。

下水道への接続についての法律

ご存じですか？トイレの水洗化は、法律で定められた義務です。

| | |
|-----------------|--|
| くみ取りトイレの場合 | 供用開始の日から 3年以内 に水洗便所への改造を行い下水道に接続しなければならない（下水道法第11条の3） |
| 単独浄化槽（し尿浄化槽）の場合 | 遅滞なく 下水道に接続しなければならない（下水道法第10条第1項） |
| 合併処理浄化槽の場合 | 遅滞なく 下水道に接続しなければならない（下水道法第10条第1項） |
| 家を新築・増改築する場合 | 必ず 下水道に接続しなければならない（建築基準法第19条第3項・第31条第1項） |

裏面もご覧ください。

排水設備(下水道接続)工事の手続きについて



- ① 小城市が指定する工事店(指定工事店)へ見積もり依頼⇒工事申込
- ② 小城市へ排水設備工事の申請書提出(工事店が代行されます)
- ③ 指定工事店による接続工事
- ④ 市下水道課職員、工事店、施主(工事を頼んだ方)の立会いによる工事の完了検査
- ⑤ 使用開始(宅内の排水設備は個人での維持管理となります)

【排水設備工事のポイント】

- 指定工事店以外での接続工事は認められないため、工事のやり直しになる場合があります。
- 指定工事店は別紙、「下水道排水設備工事は必ず指定工事店で」をご覧ください。
- 排水設備の工事は、建物の所有者に義務づけられています。

下水道使用料について

下水道へ接続されると、汲み取り料・浄化槽維持費(点検・清掃・検査)に代わり、下水道使用料が発生します。

下水道使用料は毎月の水道使用量に準じて計算し、水道料金と合わせて納付いただきます。

下水道使用料早見表(税込み)

| 水道水量 (m ³) | 下水道使用料 (円) | 目安人員 (参考) | 水道水量 (m ³) | 下水道使用料 (円) | 目安人員 (参考) |
|---------------------------|---------------|--------------|---------------------------|---------------|--------------|
| 1 | 1,100 | | 25 | 4,664 | |
| 2 | 1,100 | | 26 | 4,862 | |
| 3 | 1,100 | | 27 | 5,060 | |
| 4 | 1,100 | | 28 | 5,258 | |
| 5 | 1,100 | | 29 | 5,456 | |
| 6 | 1,100 | | 30 | 5,654 | 5人使用 |
| 7 | 1,100 | | 31 | 5,852 | |
| 8 | 1,298 | | 32 | 6,050 | |
| 9 | 1,496 | | 33 | 6,248 | |
| 10 | 1,694 | | 34 | 6,446 | |
| 11 | 1,892 | | 35 | 6,644 | |
| 12 | 2,090 | 2人使用 | 36 | 6,842 | 6人使用 |
| 13 | 2,288 | | 37 | 7,040 | |
| 14 | 2,486 | | 38 | 7,238 | |
| 15 | 2,684 | | 39 | 7,436 | |
| 16 | 2,882 | | 40 | 7,634 | |
| 17 | 3,080 | | 45 | 8,624 | |
| 18 | 3,278 | 3人使用 | 50 | 9,614 | |
| 19 | 3,476 | | 60 | 11,814 | |
| 20 | 3,674 | | 70 | 14,014 | |
| 21 | 3,872 | | 80 | 16,214 | |
| 22 | 4,070 | | 90 | 18,414 | |
| 23 | 4,268 | | 100 | 20,614 | |
| 24 | 4,466 | 4人使用 | 110 | 23,034 | |

下水道使用料(税込み)

基本使用料 7m³まで 1,100円
 8m³~50m³ 1m³あたり 198円
 51m³~100m³ 1m³あたり 220円
 101m³~ 1m³あたり 242円

上水道の検針票の水量と左の表を見比べると、下水道使用料が分かります。汲み取り料や浄化槽の維持管理費と比較してください。



※R6.5.1時点での料金です。

【問い合わせ先】

〒845-8511

佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2

小城市役所 下水道課(☎0952-37-6122)